　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（消費税）

覚　書

新潟県立がんセンター新潟病院（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）の間で、 　　年　　 月　　 日付で締結した治験薬（治験薬コード名： 　　　　　　　　）に関する治験契約（以下「原契約」という。）に関して、以下のとおり覚書を締結する。

記

再生医療等製品の場合は「治験薬」を「治験製品」に変更して作成して下さい。

治験課題名：

治験実施計画書No.：（　　　　　　　　　　　　　 ）

第１条　原契約第14条第1項に規定する研究費に係る消費税及び地方消費税の額は、新潟県立がんセンター新潟病院研究費ポイント内訳書に記載されている金額に関わらず、次の各号に掲げる時点における関係法令の規定による。

　1 直接研究費については、１症例毎に着手した日

　2 旅費については、旅行日

　3 治験審査委員会終了時点をもって請求するものは、治験審査委員会終了日

　4 契約締結時点をもって請求するものは、契約締結日

5 １年経過毎に支払う謝金については、１年経過した日

２、前条１項の、１症例ごとに着手した日、は甲乙協議の上定める。

この覚書を証するものとして、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を原契約書と共に保有する。

年　　 月　　 日

（住所） 新潟市中央区川岸町２丁目１５番地３

甲 （名称） 新潟県立がんセンター新潟病院

（代表者） 院長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（住所）

乙 （名称）

（代表者） 　　　　　　　　　　　　　印